

審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定介護予防サービス事業者の指定の更新		
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項） 第115条の11	
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項） 第115条の11	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）		
	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）		
	大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日条例第16号）		
	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年3月17日規則第26号）		
所管部署	健康福祉部（局） 福祉指導監査課（室）		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 参 考 〔根拠法令〕 介護保険法 （準用） 第百十五条の二十一 第七十条の二の規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第百十五条の十二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則 （更新の申請） 第 9 条 法第78条の12、第115条の11及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項並びに第86条の2第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第 107 条の 2 第 1 項の規定による指定の更新並びに法第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による許可の更新(第14条において「指定等の更新」という。)申請は、指定・許可更新申請書(様式第8号)により行うものとする。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。